

在校生の保護者のみなさまへ

・奨学のための給付金

「奨学のための給付金」とは、高校生等の授業料以外の教育費負担（教材費や学用品等）を軽減するため、一定の要件に該当する世帯に支給されるものです。（返還不要）

給付金の支給対象外の世帯でも、失職や倒産等の事由により家計が急変された家庭は、給付金の対象となる場合があります。

また、今年度から災害等により着用が義務付けられている制服を喪失・毀損し、再度購入が必要な場合において、加算支給を行います。すでに今年度の給付を受給している方（前倒しのみ受給者は除く）も含め、要件を満たす場合は対象者となるため、希望される方は、本校事務課担当者までご連絡ください。

本科と専攻科（2回目）（申請期限：令和6年11月29日）

災害・制服加算給付（申請期限：令和6年12月6日）

担当 事務課 城戸 問い合わせ先 0895-22-6575